

6) 河川水生生物（工事の実施）

(1) 事後調査を行うこととした理由

改変区域において確認された重要な種のうち、個体が消失することにより事業実施区域周辺の個体群の存続に影響があると考えられる4種については、ビオトープを創出し、工事着工前に改変区域内の踏査、捕獲移動を行うこととしているが、移動事例がなく、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であることから、事後調査を行う。

(2) 事後調査の項目及び手法

事後調査の項目及び手法は以下のとおりである。

| | |
|---------|--|
| 項目 | 重要な種の捕獲、移動後の生息状況、ビオトープ内の水生生物相 |
| 調査地点・範囲 | ビオトープ整備箇所 |
| 調査時期等 | 工事の実施及び飛行場の施設の供用後3～5年程度（状態が安定した時点で終了）。 調査時期は移動後1年間は年4回とし、その後状況に応じて年2回程度（渇水期と豊水期）。 |
| 調査方法 | 目視観察及びタモ網などによる定性採集を行い、個体数、生息状況を記録し写真撮影を行う。なお、攪乱を避けるため、可能な限り現地にて同定し、採集は控える。 |

(3) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針

事後調査委員会（仮称）の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る。

また、今後、重要な生物が新たに確認された場合は、専門家の指導、助言を得た上で、必要な調査を実施し、事後調査委員会（仮称）に諮り、適切な措置を講じることとする。